

## 議員提出第十号議案

### 看護職員の確保対策の充実を求める意見書

急速に高齢化が進展する中で持続可能な社会保障制度を構築するためには、財源の確保とともに医療・介護等のサービスを担う人材の確保が不可欠であり、安全・安心な社会の実現のために社会全体で取り組まなければならない課題となっている。

平成二十年に出された政府の社会保障国民会議の最終報告によると、看護職員については、現状約百三十三万人が二〇二五年には約百七十万ないし二百万人が必要であると試算されている。

また、高齢化に伴い看護ニーズが増大する一方、看護職員の九十六パーセントが女性であることから、妊娠、出産、育児などの女性のライフイベントに対応した対策が十分でないことや、心身の健康問題、医療事故への不安、夜勤などの勤務体制などから、多くの看護職員が退職を余儀なくされている状況にあり、わが国には推計約六十五万人の潜在看護職員が存在している。

このような状況の中で、看護サービスの質を向上させる人材の確保と定着を図り、良質な医療供給体制を確保するためには、看護職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、短時間正職員制度やフレックスタイム、ワーク・シェアリング、時差出勤・終業など、個人のライフスタイルに対応し働き続けることを可能にする多様な勤務形態の導入が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、安全で安心な医療を供給するため、多様な勤務形態の導入等による看護職員の確保対策の充実を強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿  
参議院議長 江田五月殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿  
厚生労働大臣 長妻昭殿